

# 住居確保給付金（期間延長）支給決定された方へ

## 1. 支給の時期と方法

毎月27日前後に杉並区から「入居住宅に関する状況通知書」記載の不動産媒介業者等の口座へ振り込みます。初回は申請月の翌月27日頃に、申請月に支払うべき家賃と翌月に支払うべき家賃が振り込まれます。

(例) 1月に延長申請受理の場合、2月15日付で延長支給決定し、支給期間は2月から4月までです。  
2月に支払うべき家賃：2月27日頃に振込 3月に支払うべき家賃：3月27日頃に振込  
4月に支払うべき家賃：4月27日頃に振込

## 2. 支給決定後の手続き

- ① 支給決定通知書（期間延長）の写しを不動産媒介業者等へ提出してください。
- ② 申請時の状況により、毎月提出する書類は以下のとおりです。

申請時の状況	提出が必要な書類	提出枚数
離職等で申請した方	求職活動等状況報告書・職業相談確認票・常用就職活動状況報告書	3枚
減収で申請した方	求職活動等状況報告書	1枚

提出用の書類を3セット同封しています。毎月1セットずつをくらしのサポートステーションへ提出してください（郵送又は持参）。提出がない方、期限を過ぎて提出した方、書類の不足や記載内容に不備があり、求職活動要件等を満たしていないと区が判断した方は支給中止となりますので、ご注意ください。支給決定通知書に同封している説明書・記載例等をよく確認し、不備のない書類を期限までに提出してください。1回目の提出期限は延長支給決定の翌月の末日までで、以降毎月末日までです。延長支給決定月の報告は前回支給決定時に同封の報告書の用紙を使用し、延長支給決定月の末日までに提出してください（土日祝の場合は直前の平日まで）。

(例) 1月に延長申請し、2月15日付の延長支給決定により、2～4月に支払うべき家賃が支給される場合  
1回目：3月31日まで（3月報告）、2回目：4月30日まで（4月報告）、3回目：5月31日まで（5月報告）  
※2月報告：前回支給決定時に同封の報告書の用紙で2月末日までに提出

## 3. 支給期間の再延長

支給期間は原則3か月です。世帯の収入額が収入基準額（\*1）及び資産基準額（\*2）を超えない場合は、支給期間の延長（3か月間）を2回まで申請することができます。支給期間の延長を希望する場合は、支給期間の最終の月の25日（土日祝の場合は直前の平日）までに住居確保給付金支給申請書（期間（再）延長）を提出してください。（申請書は区のホームページからダウンロードしてください。）

ただし、次の場合は対象外となります。

### 延長申請が対象外となる場合

- ① 期限を過ぎて申請書を提出した
- ② 毎月の求職活動等状況報告等の書類の提出がない
- ③ 書類の不足や記載内容に不備があり、求職活動要件等を満たしていないと区が判断した

(\*1) 収入基準額……実家賃額（裏面にある【表】の①を超える場合は支給上限額）＋【表】の②

(\*2) 資産基準額……【表】の③

(例) 1月に延長申請し、2月15日付の延長支給決定により、2～4月に支払うべき家賃が支給される場合は、4月25日までに再延長申請してください。

**延長申請月以外の延長申請は受付できませんので、提出月を間違えないようご注意ください。**

（裏面あり）

**【表】**

世帯人数	① 支給上限額	② 基準額	③ 資産基準額
1人世帯	53,700円	84,000円	504,000円
2人世帯	64,000円	130,000円	780,000円
3人世帯	69,800円	172,000円	1,000,000円
4人世帯	69,800円	214,000円	1,000,000円
5人世帯	69,800円	255,000円	1,000,000円

**4. 支給の中止**

次に該当する場合は支給を中止します。

- (1) 常用就職（期間の定めのない労働契約又は期間の定めが6月以上の労働契約による就職）又は収入を得る機会の増加により、収入基準額を超えた場合
- (2) 自己都合により転居する場合
- (3) 生活保護を受給する場合
- (4) 毎月提出する求職活動等状況報告書の不備等により求職活動要件等を満たさないと区が判断した場合
- (5) 虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった場合

※(1)～(3)に該当するときは、くらしのサポートステーションへ至急ご連絡ください。

**5. 支給額の変更**

一部支給の場合、受給期間中に収入が減少した結果、基準額（上記の【表】②）を下回った場合は、支給額の変更申請が可能です。住居確保給付金変更支給申請書を収入が減少した月の25日（土日祝の場合は直前の平日）までに提出してください。

（例）1月に延長申請し、2月15日付の支給決定で一部支給となったが、2月の収入が基準額（【表】②）を下回る場合、2月25日までに変更申請してください。

**6. 支給額の計算方法** ※収入は、総支給額から通勤手当を除いたもので、手取り額ではありません。**A 世帯収入の合計額が基準額（上記の【表】②）以下の場合**

支給額 = 実家賃額（【表】①の支給上限額を超えるときは上限額）

（例）1人世帯 収入80,000円 家賃50,000円 ⇒ 50,000円（支給額）

**B 世帯収入の合計額が基準額（【表】②）を超える場合**

支給額 = 基準額 + 実家賃額 - 世帯収入の合計額

（例）2人世帯 2人の収入合計150,000円 家賃90,000円  
130,000円 + 90,000円 - 150,000円 = 70,000円 ⇒ 64,000円（支給額）

計算結果は70,000円ですが、支給上限額となります。

**【問合せ先】****くらしのサポートステーション**

〒167-0032 杉並区天沼3-19-16 ウェルファーム杉並1階

**☎03-3391-1751**

申請書類についての詳細は、杉並区HPの「住居確保給付金の支給事業」ページに掲載しています。

ダウンロードできない場合は、くらしのサポートステーションへご連絡ください。

※ただし 1. 支給の時期と方法、6. 支給額の計算方法についてはこちら

杉並区 杉並福祉事務所 生活自立支援担当

☎03-3393-0737